

医療情報取得加算 に係る掲示

1. 当院は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しています。
2. 当院は、患者さんの診療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を取得・活用して診療を行う体制を有しています。

受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



CHIBA UNIVERSITY
HOSPITAL

千葉大学病院

厚生労働省
ひと・くらし・みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare